411206　鹿野　隆行　411212　堅正　元一
411222　赤松　剛　411223　伊地智悠介
411233　石川　靖　411234　大倉田　啓
411270　川中　浩平　411289　木村　尚義
411340　木村　俊雄　411351　大澤　伸介
411365　小島　邦俊　411369　古岡　裕文
411392　三浦　倫子　411398　田生　裕典
411422　伊積　弘貴　411432　小林謙太郎
600001　東條　洋一　700003　紅葉　昭彦

○国土交通省告示第六百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　百々之木谷

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲神原字下山一六〇番一地内四等三角点下神原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一一四度三五分四九秒　一号
一二〇六・一四八メートルの地点　一号
標柱一号から一四〇度二五分二〇秒　二号
二四九・七八六メートルの地点　二号
標柱二号から一七〇度五一分一一秒　三号
二四〇・九〇七メートルの地点　三号
標柱三号から二六三度五七分二八秒　四号
四〇・一五九メートルの地点　四号
標柱四号から三二四度四六分一三秒　五号
四一七・〇三二メートルの地点　五号
標柱五号から五度一三分三七秒　六号
五四・四六〇メートルの地点

○防衛省告示第百五号

海上における水上標的に対する射撃爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年五月二十四日から同年七月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年七月十六日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年五月二十四日から同年七月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年七月十六日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年五月二十四日から同年七月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年七月十六日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年五月二十四日から同年七月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年七月十六日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度〇九分二一秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年五月二十四日から同年七月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年七月十六日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計